

お客様各位

皆さま、年明けの仕事始めのご様子はいかがでしょう。

1月14日にはめずらしく雪が降り積もり、せっかくの成人式も着物姿で足元を気にしながら歩かれる成人の方々の姿が印象的でした。

さて、本年度の税制改正大綱は、例年よりも遅れておりますが、所得税の最高税率の増加、相続税の基礎控除の削減、住宅ローン控除の拡大と新聞テレビ等を通じて少しずつに明らかになってきております。

税制改正は時代に合わせるために必要なことではあると思いますが、国側も国民に対して税制改正の目的をしっかりと伝達して頂きたいものです。特に、事業者に対する配慮をして頂かなければ、社長様方の納税意識に大きく影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。本来は税率変更等による増税よりも納税者への意識改革の方が国税収入の確保につながるのではないかという事を、行政の方々にも意識して頂きたいところです。

税金のことで言えば、これから確定申告の時期に入ります。

一年分の資料をいきなりまとめるのも大変ですので、早めに準備されることをお勧めいたしますとともに、御近所のかたの相談等、何かございましたらお気軽にお尋ね下さいませ。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 2 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 [所得の種類](#)
2. 【会計税務】 [相続二重資格者と相続人数](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [出来る人](#)
4. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

1. 【経営情報】 [所得の種類](#)

今回も前回に引き続き所得税について書かせて頂きます。

ご存じの方も多いと思いますが、所得税には他の税にはない特徴が2つあります。

1つは所得の種類によって10の区分に分類されるということ。そして、もう1つは個人の生活や家族状況により所得控除が受けられるということです。

同じ収入金額であったとしても所得の種類により、所得金額は異なります。

例えば100万円の収入があった場合

Aさんは不動産所得で100万円の収入がありました。今年1年でかかった経費は110万円でした。この場合は100万円 - 110万円 = 10万円

Bさんはパートの主婦でもらったお給料の総額は100万円でした。この場合は100万円 - 65万円 = 35万円

Cさんは無職ですが、今年はクイズ番組で賞金100万円を受け取りました。この場合は100万円 - 50万円 ÷ 2 = 25万円

Dさんは70歳で年金生活をしています。今年は100万円の年金を受け取りました。この場合は100万円 - 100万円 = 0円

同じ収入でも所得の種類によって随分と違いますね。

ただし、上の4名の方は全員所得税はかかりません。所得税は所得からさらに所得控除を引いてその残りに対してかかります。4名の方は基礎控除38万円を引くと所得がなくなってしまうからなのです。

又、103万円の壁という言葉をよく聞かれると思います。

これは本人の税金のことではなく主たる所得者の配偶者控除を受けられるかどうかという時の限界数値のことです。

配偶者控除はパート主婦が合計所得金額38万円以下であると適用されます。

これに最低でも受けられる給与所得控除65万円を加算した数値が103万円となり、ここまでの給与収入であれば配偶者控除の対象となるわけです。

なお、パート主婦が103万円を超えて働いた場合でも配偶者特別控除という制度があり、103万円を超えると控除額がいきなりゼロになるということではありません。

さらに、所得の区分によっては、源泉分離課税という制度があり、この源泉分離課税制度を選択すると、源泉税を差し引かれますが、それで全て完結します。

毎年のように細かい改正がありますが、平成25年から変更になる改正としましては、給与所得控除の改正があります。

改正の内容は、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

2. 【会計税務】相続二重資格者と相続人数

子が母の妹の養子になったものの、母もその妹も祖父より先死した場合、祖父の相続では、養子になった子が母の代襲相続人としての相続資格の他、養母の代襲相続人としての相続資格も持ちます。

相続税の総額の計算では、法定相続分と代襲相続分の両方がある場合はこれを合算することになっています。

また、相続税法では相続人数も税額計算に影響します。相続人の数という場合、相続資格者の数、相続人実数、のどちらなのでしょう、相続税法では民法第5編第2章規定の相続人の数としかしていません。

法定相続人の数とは相続資格者の数のことと解して相続申告したところ、税務署がこれを実数と解して申告の訂正を勧奨してきたので、訂正申告をした上で、更生の請求をし、更生なしの通知処分、異議申し立てを経て審査請求事例になったものがあります。冒頭に掲げた事例です。

納税者の主張は、資格重複する相続人の場合、各資格に係る法定相続分を合算して相続税の計算をするのであるから、その者に帰属する相続人としての資格の数を基礎に遺産に係る基礎控除額を計算するのが適格的であって、生存相続人や実在相続人に限ると解釈する余地はない、というものでした。

審判所は民法第5編第2章の各章は、相続人となり得る者の範囲及び要件を規定したものであり、代襲者の資格を有することになれば相続人の1人になれるという結論を導くためのものであり、資格重複する相続人がいたとしても、相続人の実数が増加するわけではないので、請求人の主張は採用することができない、としました。

先の「養子縁組と法定相続人」では、この納税者の主張と同じく五重身分は法定相続人数も5人としましたが、審判事例での判断が正しいと思いますので、五重身分でも法定相続人数は1人と訂正いたします。

なお、通達としては、養子の数の制限に関する条項において、代襲相続養子は実子扱いになることを確認しつつ、その中で、代襲相続養子で且つ直養子の場合に触れて、相続人数は実子1人としているものがあります。

3. 【ヒント・ヒント】 出来る人

ビジネスはスピードです。質の高いアイデアを速いスピードで出すにはどうすれば良いか。

津田久志資著「出来る人ほど情報収集はしないもの！」WAC 刊という本があります。結論(結論仮説)がなければ情報収集は成立しない。

何でもかんでも、しかも過度に精度高く集めようとするな、必要十分な情報を適度に収集しろ。無駄な情報は収集するな。必要な情報は何か、そこが分からなければ集めようがない。今回の仕事にとって十分な情報とは何か？

情報を集める前に、まず考える。情報収集とは本来、「考える」を伴う作業です。

知識と知恵は違う。知識をどう生かすか、どのように組み立てるかの思考法が知恵なのです。

